

合意書

新潟市（以下「甲」という。）及び公益財団法人新潟市芸術文化振興財団（以下「乙」という。）並びに新潟市民芸術文化会館舞踊部門芸術監督兼 Noism Company Niigata 芸術監督金森穰（以下「丙」という。）は、次のとおり合意する。

1 レジデンシャル事業の実施

乙、丙は、甲、乙が締結した、別添「覚書」に基づき、レジデンシャル制度に基づく取り組み（以下「レジデンシャル事業」という。）を実施し、甲はこれを支援する。

2 レジデンシャル芸術監督就任

乙は丙にレジデンシャル事業実施における芸術監督（以下「レジデンシャル芸術監督」という。）の就任を要請し、丙は覚書の内容を了承のうえこれを受諾する。

3 レジデンシャル事業の名称

乙、丙が新潟市民芸術文化会館を拠点に実施するレジデンシャル事業の名称は「Noism Company Niigata(ノイズム・カンパニー・ニイガタ)」とする。

4 レジデンシャル事業の活動体制

乙、丙が実施するレジデンシャル事業の活動体制は、次に掲げるとおりとする。

- ・レジデンシャル芸術監督の名称は「Noism Company Niigata 芸術総監督」とする。
- ・活動を国際活動（インターナショナル）部門と地域活動（ローカル）部門の2部門制とし、それぞれの部門に活動を統括する「部門芸術監督」を置く。
- ・プロフェッショナル選抜カンパニー「Noism0（ノイズムゼロ）」、プロフェッショナルカンパニー「Noism1（ノイズムワン）」、研修生カンパニー「Noism2（ノイズムツー）」の3カンパニー制とする。

5 レジデンシャル芸術監督の任期

丙の任期は、令和4年9月1日から令和9年8月31日までとする。ただし、覚書に基づき乙が丙へ延長を要請し丙が受諾した場合は、令和14年8月31日まで延長することができる。

6 有効期間

本合意書の有効期間は本合意書締結日から丙の任期終了日までとする。

7 その他

本合意書に定めるもののほか、レジデンシャル事業の実施に必要な事項は、乙、丙が締結するレジデンシャル芸術監督契約等において定める。

令和3年11月24日

甲 新潟市
新潟市長 中原 八一

乙 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団
理事長 徳永 健一

丙 新潟市民芸術文化会館
舞踊部門芸術監督
Noism Company Niigata 芸術監督
金森 穰